

林璽

	
--	--

得る、と反論が考へらる。

1. 民法109条(以下、民法、略)の、本人が代理権を有することを表示した(イ)は、表見代理人に代理権があるとの信賴は相手方の保護に与えられた規定である。尤も、その要件は、(1)代理権授与表示があること、(2)代理人が授与表示をして代理権の範囲内で、相手方の代理権を行使したこと、(3)相手方が善意・無過失であること、信賴に与えられたのである。

(1) 代理権の表示が有効である。当該代理行為の以前に相手と知り合ひ、代理権の代理人等と旨の表示をしてゐるものである。この表示は、明らかな誤謬を以て、これ非難されず、自然条件として本人が代理権を授け、これと相符合する表示を以てする。相符合の期間中、代理権の表示が有効であるとする。

材料に於いて、Aは Bに對して、Bは補遺ニ依る事實に對する確率の
相違ニ依る體に於ける、白紙事件性之交付に、Bは事件相關之
補充にて、Cに於いて、事件性之提示に於ける。この間に非現象型定型的白
紙事件性とのABを交付し、Cに表示工程に於て、Cへの關与が進行する
授受表示が加へらるゝのである。

[illegible][illegible][illegible]

2. 5-2. 109年 1項の案件に発生して居り、已の如く、109年 1項の意見
代理の成立が、Aが代理受託の責任を負い得るに反論すべきでない。
5-2. 本稿の反論に、手当性が附せられた。

第2. C.D. Aに対して110条の権限付与を具代理が成立し、Aは代理権を行使したと主張するが、原告はこれを否認する。

1. 110条の代理権が与えられた代理権の範囲に遡る限り、原告は代理権の行使を認め、原告はこれを否認する。①代理人の専任代理権、②代理権の行使範囲の行為を認める。③相手方が代理人の権限が与えられたと信じた正当な理由が認められる。④原告は代理人の権限が与えられたと信じた正当な理由が認められる。

① 基本代理権の範囲に遡る代理権の行使は、代理人が本人の利益のために法律行為をするに必要である。

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

2. ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

原告代理が成立し、Aは代理権を行使したと主張するが、原告はこれを否認する。

民法基礎① 過去問 黒木秀

第1

1 Cの反論について

本件において、CはAに対してAB間の売買契約に基づき代金支配請求をしているところ、Aは、Bに軽トラックに関する売買契約を締結する権限を与えていないと主張し、軽トラックの売買契約に関してBに対する代理権授与を否定している。

これに対して、Cは表見代理が成立するとして反論することが考えられる。具体的には109条1項に基づく表見代理の成立と、110条に基づく表見代理の成立である。

そこで、以下両表見代理が成立するか検討する。

2 109条1項表見代理の成立について

まず、109条1項の表見代理が成立するには、①代理権授与表示、②その表示した代理権の範囲内で代理人が代理行為を行ったこと、③相手方が無権代理行為であることを過失なくしなかったことが必要である。

(1) ①についてみる。Aは再反論として、Bには事務用機械の購入について権限を与えたのであり、自動車購入については権限を与えていないこと、また、Bが勝手に委任事項を補充したのであるから表示がなかったと主張することが考えられる。

しかし、白紙委任状の代理人欄には、Bの氏名が記載されていたほか、委任者の欄にはAの直筆の署名があり、委任事項欄以外に関しては、通常の委任状と同じく、委任者が代理人に何かしらの権限を与えたことが表示されていると評価することができる。また、確かに委任事項欄については当初は白紙であり、権限について表示しているとまではいえないが、後にBが「自動車の購入に関する一切の事項」と補充していることで、その委任事項についてBに権限が与えられているといえる。加えて、あえて白紙で委任者であるAが委任状を交付していることからしても、自動車の購入その他付随する事項について権限を与えている趣旨であると評価することができる。OK

したがって、AはBに「自動車の購入に関する一切の事項」について権限を与えたことをCに表示したといえる。

(2) 次に②についてみる。上記(1)の通り、AがBに「自動車の購入に関する一切の事項」について代理権を与えたといえるから、②の要件が満たされるためには、それら権限の範囲ないであればよい。そして、本件においてBはCから補充した委任事項欄の通り、自動車の購入に関してCと交渉し、売買契約の締結まで行っているので、代理権の範囲内の行為であるといえる。

(3) 最後に③についてみる。「確かにBがAに無断でCの面前で委任事項欄に自動車の購入に関する権限を与える旨を補充しており、また、ABは親族関係にあることから印鑑登録証明書の濫用が起り得ることから、適正にAからBに自動車の購入に関する権限が与えられているのか疑わしい点がある。」しかし、CBは従前から友人関係であり、CはBの人柄をよくわかっており、Bが誠実な人物で、無断で委任状の委任事項欄に補充するとは考えて

理論はよく
理解している
Good is.
OK. 春日さん
とんがやさん
います。

Cにこの旨は表示はしていない。要するにBがCにこの旨を評価していません。

1 11月1日日照-環境に7117. 影響が与え得る抽象的危険性が
 ある。Dは建設業者の知見、影響が与え得る範囲を予測
 算定した上での結果。これ、計画費に付してその範囲の干渉を
 位置の距離から算出する計算がなされた。その計算結果は
 化費の1倍の日照-環境に影響が与えられる。Dは計算結果を
 予測可能な範囲。これにその範囲が、計画費より自己負担
 資料には、計画費より日照-環境に7117の算定がなされ
 Dは、その範囲の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 説明する目的のため、結果は日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 10 41 権利・法上の保護を受ける利益の侵害は、侵害の態様-程度
 侵害の程度、防止措置の必要等諸般の事情を考慮し、被害が
 一般生活に、重大な侵害を及ぼすものとして認められ、Dは計算結果を
 15 材料に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 16 17 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 20 18 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 19 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 20 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を

1 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 5 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 10 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 15 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 20 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 25 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 30 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 35 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 40 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を
 45 日照-環境に7117の日照-環境に7117の算定がなされ、Dは計算結果を

第2 民法基礎2【第2問】 黒木秀

第1 EのDに対する損害賠償請求の当否

- 1 本件において、EはDに対し、日照を受けられなくなってしまったこと等の損害を被ったとして、損害賠償を請求することが考えられる(民法709条 以下省略)。

そこで、以下Eの請求が認められるかを検討する。

- 2 まず、709条に基づく損害賠償請求が認められるためには、①権利・法的利益、②①の侵害、③故意・過失、④損害、⑤因果関係が必要である。

- (1) ①②について検討する。本件において、Eはどのような権利を有し、それがいかに侵害されたのかが問題となる。

まず、Eは、どのような権利・法的利益を有するか。

この点、生命・身体・名誉・プライバシー権等の人格的利益は保障する必要がある、これらの権利・利益は人格権として構成することができる。そして、日照を受けることも重要な利益であり、人格権の一種として捉えることができる。

よって、日照を受ける利益及び快適な生活を送り得る利益も人格権として構成され、権利といえる。

次に、②についてみる。

Good (本件において、Dハウスメーカーは自己の土地に分譲マンション乙を建設している。そして、自己の土地に何を建てようとも、法令上の範囲内での建設は自由である(206条)。

そうだとすれば、Dの権利行使に関してもその利益を考慮すべきである。そこで、Dの権利行使が違法であるかは、その権利の行使による不利益がEの受忍限度を超えたか否かで判断すべきである。

そして、受忍限度を超えたか否かは、侵害行為の態様と侵害の程度、②被侵害利益の性質とその内容等を考慮して判断する(最判平成7年7月7日参照)。

これを本件についてみる。Dの建設行為は、事前に付近住民への説明会を行い、建設への理解を求めており、周到に準備された中で、加えて付近住民の権利を配慮した形でなされていた。また、その説明会の内容に虚偽はない。しかし、急遽、地盤の安定性を理由とする建設計画の変更があったにも関わらず、改めて説明会を執り行わず、自治会への資料の配布で済ませ、工事を開始したことは、建設工事の予定等の事情があったとしても、周辺住民の意見の提出機会の喪失、ひいては権利行使の機会を奪った形となっているため、これらは違法性を基礎づける事情といえる。また、そのような計画の下で行われた建設によって、Eの住宅である丙は年間通じてほぼ一日中どの部屋にも日光が射さなくなり、これによって部屋の中が一日中暗くなってしまい電気をつける必要が生じた。また、冬場には暖房費多くかかるようになった。このように、Dによる乙の建設によって、Eはほとんど日照を受けられなくなっており、侵害の程度は大きいといえる。加えて、丙が日照を受けられなくなっ

OK

大審判
建設工事の
説明会は
必ず
要す。

たことで、洗濯物が乾きにくくなったり、丙の屋根に設置された太陽光パネルが機能しなくなったり、湿度が高くなり、カビが生えやすくなったりと、丙が日照を受けられなくなったことにより、それに付随する形で様々な害を丙に及ぼすようになった。

日照を受けられる利益は、日照を受けることによって享受できる人の健康状態の維持のみならず、洗濯、室温の維持など様々な生活状況を左右する重要な利益である。

そして、Eは日照を受けられなくなっただけでなく、その他生活環境が著しく悪化しており、日照を受け、快適な生活をおくることができるという重要な人格権に対する侵害があり、その程度は大きいといえる。

よって、Dの建設行為はEの受忍限度を超えたものであり、違法である。

したがって、Eの権利・利益に対する侵害があったといえる。

(2) 次に、③について検討する。

Dは当初より、説明会を開き周辺住民に配慮した形で建設行為を行っていたのであるから、故意が認められるのは難しい。

過失の有無について検討する。Dはハウスメーカーという業者であるのであるから、事前に土地の計測・調査などする技術は持ち合わせていたと考えられ、建設予定の地盤を入念に調査することは、マンションを建設する観点からも必須である。そして、本件のように建設前に変更が生じるような計画設計からしてみれば、調査はずさんであったと考えられる。よって、Dに過失があったと評価することができる。

(3) ④損害について検討する。

上記、2(1)の通り、Eの所有する丙は日照を妨害されていることから、暖房が必要となったり、また太陽光パネルが機能しないなどの財産的損害を被っているといえる。また、日光に当たるということは、人の精神にも作用するところ、年間通してほぼ一日、日照を受けられないことはEに何らかの精神的に打撃することになると考えられるから、精神的損害も認められるといえる。

よって、Eに損害が生じている。

(4) ⑤因果関係について検討する。

2(3)の損害は、2(1)のDの乙建設によって生じていることは明らかである。

よって、侵害行為と損害との間に因果関係が認められる。

3 以上より、EのDに対する損害賠償請求(709条)はすべて要件を充足しているから、請求は認められる。

以上

いなかったこと、また、AB間で親族関係であることを知っている事情はうかがわれないし、苗字も従兄弟とは異なることもあるから、直ちに親族関係であることを推認することはできない。そうだとすれば、CがAにかかる自動車の売買契約に関して確認しなくてもよいといえる。

よって、CはBが無権代理であることを知らなかったのであるから、無権代理について善意・無過失であるといえる。

(4) 以上より、109条1項の要件は満たすので、表見は代理は成立する。

3 110条表見代理の成立について

110条の表見代理が成立するには、①基本代理権の存在、②その基本権限の範囲を逸脱したこと、③相手方において、代理人の行った代理行為が正当な権限の範囲内のものであると信じるにつき正当な事由があることが必要である。。

以下、110条の表見代理が成立するか検討する。

(1) ①についてみる。Aはウェブサイトで受注したデータを管理するためのパソコン、プリンタなどの事務用機器が必要と考え、事務用機器を他社から賃借もしくは購入することについてBに代理権を与えている。

よって、Bは事務用機器の購入等の権限があるため、基本代理権があるといえる。

(2) 次に②についてみる。本件権限は事務用機器の購入等であるが、自動車の購入は確かに果物を運ぶのに役に立つし、従来の運搬用トラックが故障しがちであったことから、事務に関して役立つようにも思える。しかし、AがBに与えたのは、パソコン等の事務用品であるから、果物運搬といった業のメインとして使用する物の購入は権限に含まれていない。また、中古のトラックと言っても70万円もするため、個人でネット通販するのにそこまで高いパソコン等を購入することは念頭に置かれていないと考えられるので、値段に関してもかけ離れている。

よって、Bの自動車購入は基本代理権を逸脱したものといえる。

(3) 最後に③についてみる。ここで、Aからの反論として、Cには無権利であることについて正当事由がないと主張することが考えられる。この点、2(3)で検討した通り、CはBが自動車を購入することについて権限が与えられてられていると考え、また印鑑登録証明書があるから、Bに与えられた権限が正当であると考えのも無理はない。そうだとすれば、CはAにBの代理権の有無について、確認をすることは必要ない。

よって、相手方には正当事由があるといえる。

4 以上より、109条・110条の表見代理が成立するから、Cの反論は認められる。そして、AC間で有効な売買契約が締結されているから、CのAに対する代金支払請求も認められる。

以上

OK
2157.